

入札説明書

「令和7年度若者文化の機運醸成に向けた体験会等開催業務」に係る入札等については、入札公告、関係法令等の定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 業務の内容

仕様書のとおり

2 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません。（入札前に委任状を提出してください。）

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階
川崎市市民文化局市民スポーツ室
電話：044-200-1722（若者文化推進担当 塩田）

4 その他必要な事項

（1）入札方法

入札は所定の入札書をもって行います。入札者は、入札件名を記載した封筒に入札書を入れて提出してください。また、入札を代理人に委任する場合は入札書の代表者欄下段に代理人の氏名を記入し、押印の上、提出してください。

（2）再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。（開札に立ち会わない者は再度入札に参加の意思がないものとみなします。）

（3）契約手続等

ア 契約予定日

令和7年8月28日（木）

イ 履行期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）

（4）添付書類等

ア 入札参加申込書

イ 質問書

ウ 仕様書

入札参加申込書

令和7年 月 日

(あて先)

川崎市長

業者コード

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和7年7月31日付けで公告された次の調達的一般競争入札に参加を申し込みます。

- 1 件名 令和7年度若者文化の機運醸成に向けた体験会等開催業務
- 2 契約番号
- 3 履行場所 川崎市高津区瀬田河川敷付近の東急田園都市線高架下
- 4 一般競争入札資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
(2) 川崎市競争入札参加資格者指定停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
(3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種・種目「99 その他業務 01 催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されていること。
- 5 連絡担当先
 - (1) 所属
 - (2) 氏名
 - (3) 電話番号
 - (4) E-mail

質 問 書

令和 年 月 日

川 崎 市 長 様

会社名 _____

件名

令和7年度若者文化の機運醸成に向けた体験会等開催業務

質 問 事 項

備 考

- 1 上記件名の一般競争入札案件について、仕様書等の内容に関して質問がある場合は、本様式に質問事項記入し。市民文化局市民スポーツ室まで電子メール又はFAXにて提出してください。
- 2 提出期間は、令和7年8月14日（木）から令和7年8月15日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）の午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）です。
- 3 質問に対する回答は、公平を期すため、一括して全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和7年8月19日（火）にメール又はFAXで全入札参加者に送付します。

委任状

私は、（件名： ）
に関する契約において、次の者を代理人として定め、次の事項に関する権限を
委任します。

- 委任事項 1 入札（見積）に関すること。
2 開札の立会いに関すること。

令和 年 月 日

（あて先）川崎市長

委任者（代表者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者（代理人）

所在地

商号又は名称

受任者職氏名

印

令和7年度若者文化の機運醸成に向けた体験会等開催業務 仕様書

1 契約期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

2 履行場所

川崎市高津区瀬田河川敷付近の東急田園都市線高架下(以下、東急線高架下)

※実施場所の詳細については別紙参照

3 業務目的

本市では、将来の人口減少社会を見据え、若い世代をはじめ、あらゆる世代が活躍する持続可能なまちづくりを進めていく観点から、川崎らしい地域資源である、ブレイキン、BMX、スケートボード等の若者文化の発信により本市の魅力を高め「若い世代が集い賑わうまち」を目指しており、令和元(2019)年11月に策定した「若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備等に関する基本計画」において、将来的には、日常的に練習ができるような施設が市内にバランスよく複数ある状態をめざすこととしている。

本業務は、若者文化の認知度向上及び環境整備に向けた機運醸成を図るとともに、地域におけるニーズや課題等を把握し、上記目的の実現に向けた検討をするため、市内を中心に活動している地域人材等を活用した体験会等の開催業務を委託するものである。

4 開催概要

地域における若者文化の認知度向上や機運醸成を主な目的とした体験会の実施（1回以上）

- (1) 体験会のコンテンツは、スケートボードとすること。
- (2) 体験会及びデモンストレーションを実施すること。
- (3) 東急線高架下の地面が砂利のため、仮設のスケートパーク（木製ベニヤ固定を想定）を設置することとし、スペースは長さ15m、幅10m程度を確保すること。
- (4) 実施日は令和7年10月11日（土）とし、実施時間は午前10時から午後4時までとする。
- (5) コンテンツについて、60分の体験会を4回以上実施するものとし、その構成は50分間の体験会と10分間のデモンストレーションとする。
- (6) 体験会は事前申込制とし、対象者は原則として未経験者とする。また、各回の募集定員は15名以上とすること。
- (7) 体験会への参加は無料とすること。
- (8) 講師等は、原則として2人以上配置し、本市に縁のある人材を中心に選定すること。
- (9) 本格的に習うことを希望する人に対して既存のスクール等を複数案内できるようにすること。

5 業務内容

(1) 全体の統括

本業務の実施にあたっては、企画責任者及び現場責任者を定め、実施計画書、作業表、日程表等を提出し、情報を一元管理の上、当該事業が円滑に進行するよう、本市と協議のうえ、

適正に運営管理すること。

(2) 事前準備

- ア 本市及び講師等からの意見を踏まえ、実施内容を企画し、本市と協議のうえ、決定すること。
- イ 実施に向けた関係者との調整を行うこと。
- ウ 参加者の募集方法の企画、及び広報を実施すること。ただし、チラシの配布は近隣校のみとし、10,000枚を用意すること。
- エ 円滑な実施に向けて必要なスタッフを手配すること。
- オ 講師等への謝礼支払い、お弁当の手配等、付随する業務全般を実施すること。
- カ 実施に伴って必要な貸出用道具及び機材等を用意し、不足が無いようにすること。なお、スケートボード・ヘルメット・プロテクター（手・肘・膝）は必ず用意すること。
- キ 体験会参加者等について、必要な保険に加入すること。
- ク 本市と内容を協議したうえで、アンケートを作成すること。

(3) 当日の運営等

- ア 必要な会場の設置、撤去を行うこと（前日の設営については要相談、撤去は当日中）。
- イ 設置物の転倒等、安全面に十分注意するとともに、緊急時の動線を確保すること。
- ウ 円滑に実施されるよう、適正に運営管理すること。
- エ アンケート調査を実施すること。
- オ 記録用写真の撮影を行うこと。また、体験会参加中の写真について、本市の広報用に使用する場合がある旨、参加者に確認を行うこと。
- ク 実施場所は本来駐車場であり、隣接した駐車場は通常営業中であることから、スケートボード等が車に接触しないよう、また参加者が車と接触事故等を起こさないよう必要な対策を講じること。
- ケ 熱中症対策に努めること。主に休憩用テントの設置や体を冷やす道具等を用意すること。

(4) 実施後の検証及び報告等

- ア 写真による各回の記録集を作成すること。
- イ アンケート調査を踏まえたニーズや課題等を整理すること。
- ウ 今後の機運醸成や施設整備に向けた課題と方向性を提案すること。
- エ 今後の認知度向上及び地域盛り上げに向けた取組の提案をすること。
- オ 実施結果等について、本市へ報告すること。

6 成果物

本事業の受託者は、本業務の履行期限内に下記成果物を納品すること。

なお、履行期限に限らず、各種成果物は業務の進捗に合わせて随時提出すること。

(1) 写真による体験会当日の記録集

体験会当日の様子を写真にて記録し、データ形式で納品すること。

(2) 実施報告書

下記の資料等について、データ形式及び紙媒体で納品すること。

ア 本業務を遂行するための打合せ資料及び摘録、その他調整経過が分かる資料

イ 本業務遂行時において作成した成果物（計画書や広報物等）

- ウ アンケート調査の結果
 - エ 実施結果等を踏まえた今後に向けた提案
 - オ その他本市が必要と認めるもの
- (3) 業務完了届

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

当事業の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議のうえ、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、受託者が、委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

8 その他

- (1) 受託者は、各体験会の実施手法や実施内容について適宜本市と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。
- (2) 受託者は、本市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、成果品の編集等については、本市と十分協議すること。
- (3) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。
- (5) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (6) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (7) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、荒天や暑さ指数が 3.1 以上と予想されることにより中止となる場合には、本市と本件委託に係る事業の内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。なお、中止となる場合、順延は行わないものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。

